

東京消防庁防火対象物適合表示制度のご案内



東京消防庁

目次

・ 制度の目的	1
・ 制度の対象	1
・ 表示マーク	2
・ 申請書の提出	2
・ 審査及び検査	3
・ 表示マークの交付	3
・ 表示マークの表示期間	4
・ 表示マークの掲出	5
・ 表示マークの返還	5
・ 表示マークの掲出の留保	6
・ 公表	6
・ 優マーク	7

凡例

「法」

消防法（昭和23年法律第186号）

「管理権原者」

消防法第8条第1項に規定する管理について権原を有する者

「優マーク」

火災予防条例第55条の5の9の規定に基づき、防火上優良な防火対象物として消防署長が認めた防火対象物に付することのできる表示（優良防火対象物認定証）の略称

「認定優良防火対象物」

火災予防条例第55条の5の10の規定に基づき、防火上優良な防火対象物として消防署長が認めた防火対象物

「表示基準適合防火対象物」

東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱第2に規定する別表1で定める表示基準に適合していると消防署長が認めた防火対象物

「表示マーク交付（更新）申請書」

東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱第4、1に規定する別記様式第1号

「表示基準適合通知書」

東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱第6、1に規定する別記様式第2号

「表示マーク（銀）」

東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱第6、1に規定する別記様式第3号

「表示マーク（金）」

東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱第6、1に規定する別記様式第4号

「表示基準不適合通知書」

東京消防庁防火対象物適合表示制度実施要綱第6、2に規定する別記様式第5号

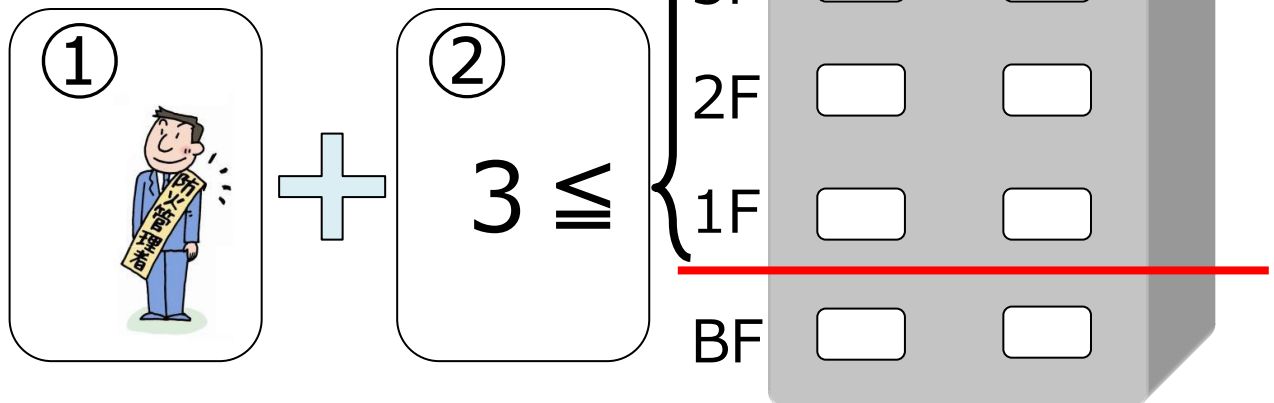
制度の目的

ホテル・旅館等の関係者からの申請書の提出に基づき、建物の構造等を含めた防火・防災上の一定の基準（一部の条例を除く）に適合している旨を表示し、防火安全に関する情報を利用者に提供するとともに、利用者の選択を通じて関係者の防火に関する認識の高揚を図り、ホテル・旅館等の防火安全体制の確立を促すことを目的としたものです。

制度の対象

制度の対象となるのは、
ホテル・旅館等の存する建物のうち、

- ①防火管理者の選任が必要な建物
- ②地階を除く階数が **3 以上**



※分かりやすくするために、簡略化して説明しています。

ご自分の建物が制度の対象となるかどうかについては、その地域を管轄する消防署にお尋ねください。

表示マーク

表示マークとは、申出のあったホテル・旅館等について、消防署長が一部の条例を除く防火・防災上の一定の基準（**表示基準**）に適合している防火対象物であることを認めた場合に交付するマークのことです。



表示マーク（金）



表示マーク（銀）

表示マークには、（金）と（銀）の2種類があり、3年間継続して表示マーク（銀）の交付を受けている場合、表示マーク（金）の交付を受けることができます。

申請書の提出

表示マークの交付を希望する場合は、表示マーク交付（更新）申請書に、必要な書類を添付して建物を管轄する消防署に提出してください。提出は、ホテル・旅館等の部分の権原を有する方となりますが、添付する書類は建物全体のものが必要となります。

表示マーク交付
（更新）申請書

添付する書類

- 防火対象物点検結果報告書（写）又は
防火対象物点検報告特例認定通知書（写）
- 消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書（写）
- 建築基準法第12条に基づく定期調査報告書（写）

必要な場合に添付する書類

- 防災管理点検結果報告書（写）又は
防災管理点検報告特例認定通知書（写）
- 製造所等定期点検記録表（写）
- 各種点検報告の不備事項の改修状況
- 管理権原者の権原の範囲に関する書面

認定優良防火対象物は、**添付書類を省略**できる場合があります。詳しくは、建物を管轄する消防署へ**事前にご相談**ください。

審査及び検査

申請書の提出後、申請書が提出された建物について、管轄する消防署の職員が、表示基準の適合状況を確認します（審査及び検査）。

消防職員が、建物全体の審査及び検査を行います。そのため、管理について権原を有する方が、防火対象物に複数いる場合は、当該検査が行われる旨を、事前に**申請者以外の方々へ周知しておくことが必要**です。

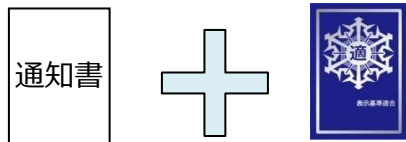


表示マークの交付（更新）

消防署の職員による審査及び検査の結果、表示基準に適合していると認められた場合、以下のように表示マーク等が交付されます。

※表示基準に不適合である場合は、表示基準不適合通知書が交付されます。

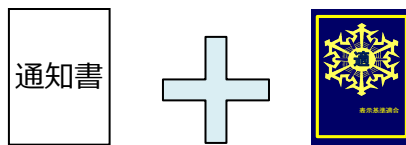
表示マークが交付されていない場合



表示基準適合通知書

表示マーク（銀）

表示マーク（銀）を3年継続している場合

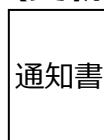


表示基準適合通知書

表示マーク（金）

表示マーク（金）の交付を受ける場合、表示マーク（銀）は、返納となります。

それ以外（更新）の場合



表示基準適合通知書

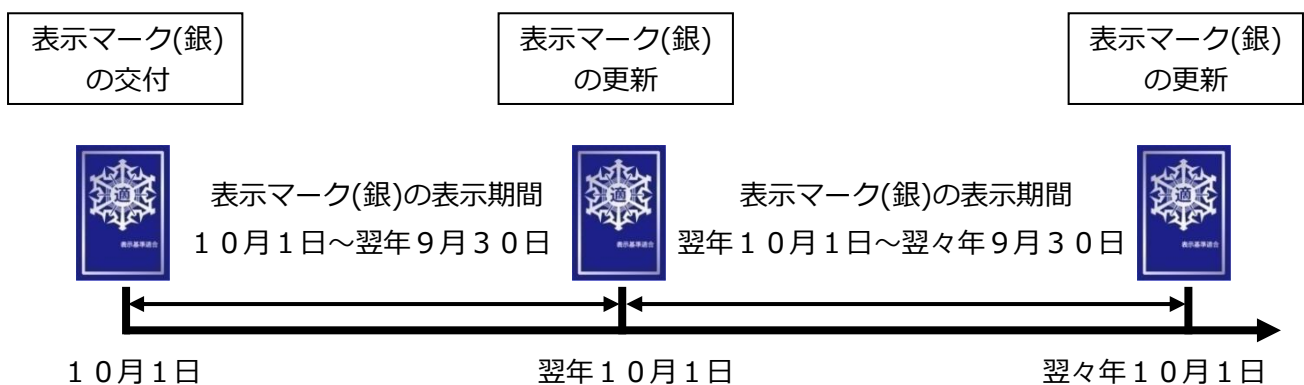
表示マークの表示期間

表示マークの表示できる期間（**表示期間**）は、以下のとおりです。

表示マーク（銀） ⇒ 表示マーク（銀）の交付日から1年

※更新の場合は、表示期間が終了した日の翌日から1年

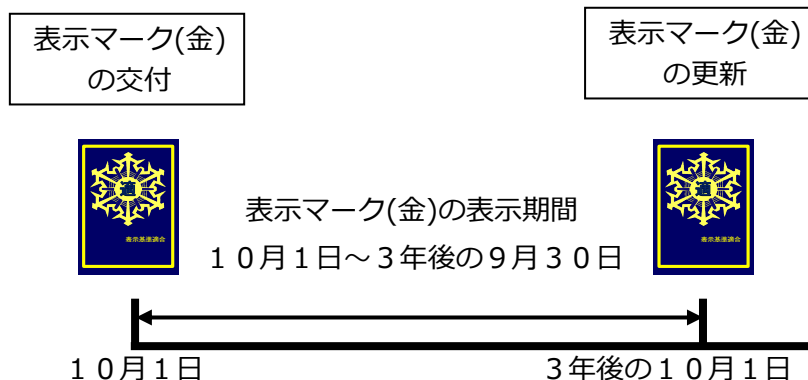
（例）



表示マーク（金） ⇒ 表示マーク（金）の交付日から3年

※更新の場合は、表示期間が終了した日の翌日から3年

（例）

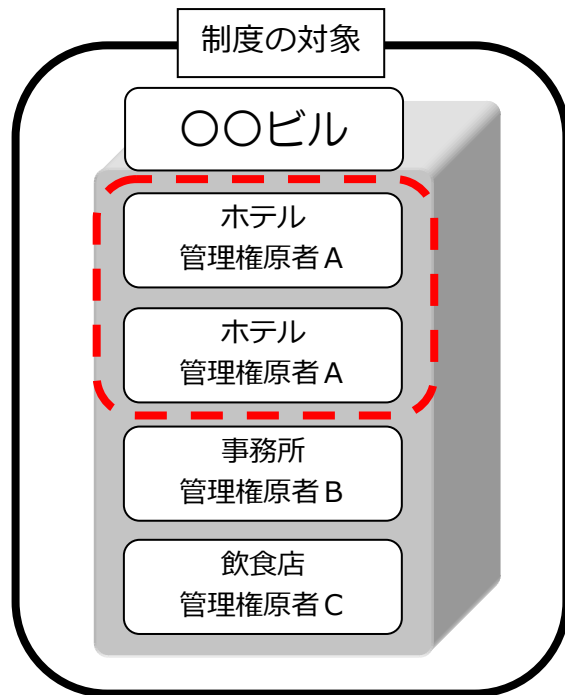


表示マークの返還（次ページ参照）を行った後、表示マーク交付（更新）申請書を提出し、表示基準に適合していた場合は、従前の表示マークの種別に関わらず、表示マーク(銀)が交付されます。

表示マークの掲出

表示マークの掲出は、表示マークの表示期間において、表示マークの交付を受けた者の管理するホテル・旅館等の部分で、利用者等が見やすい場所に掲出することができます。

右図のように、管理について権原を有する方が、防火対象物に複数いる場合は、右図の点線で囲んだ部分が、**表示マークを掲出できる部分**となります。



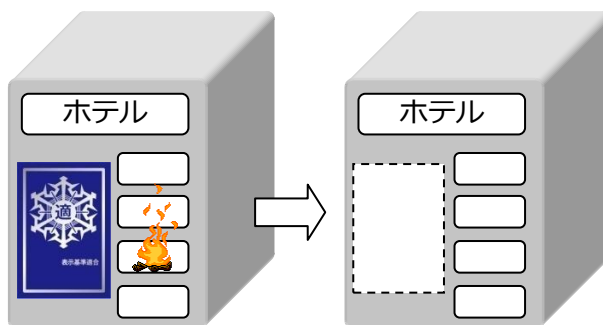
表示マークの返還

次のいずれかに該当する場合は、表示マークを消防署長に返還する必要があります。

- 1 表示マークの表示期間が終了した場合（更新した場合を除く。）
- 2 表示マークの交付を受けた者がホテル・旅館等の管理について権原を有しなくなった場合
- 3 偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明した場合
- 4 表示基準適合防火対象物が表示基準に適合しないことが判明した場合
- 5 表示基準適合防火対象物において消防関係法令に関する違反（条例に関する違反で表示基準に該当しないものに限る。）について、警告書が交付された場合
- 6 表示マークの交付を受けた者が表示マークを不適正に使用したことが判明した場合

表示マークの掲出の留保

次のいずれかに該当する場合、
表示マークの掲出を留保する
(一時的に掲出を控える) 必要があります。



- 1 表示マークの交付を受けている建物から火災が発生した場合※
- 2 消防用設備等の機能を停止して工事が行われる場合
- 3 階段、通路等避難施設に関する工事が行われる場合
- 4 防火区画に関する工事が行われる場合

※火災が発生した場合には、まず表示マークの掲出を留保してください。その後、管轄する消防署の職員が表示基準の適合性について調査を実施し、返還事由に当たらないと消防署長が判断した場合には、再度表示マークを掲出することができます。

公表

表示マークを交付したホテル・旅館等の名称等を東京消防庁のホームページにおいて公表します。

優マークもあわせて取得を！！

東京消防庁では、防火上安全なマーク（優マーク）を表示することができる制度として、平成18年から優マーク制度を実施しています。既に800以上のホテルや事業所等が認定され、都民や利用者に向けた安心・安全の表示がされています。

優マークのメリット

安全な建物をお客様にアピール！

火災による被害が小さい実績（お客様の安心）

※優マーク認定された建物では、過去大きな火災が起きていません。

表示マークの申請手続きが簡単！

添付書類、審査及び検査が簡略化

※詳しくは建物を管轄する消防署へお尋ねください。

優マークは防火の
三つ星マークです！



優マークと表示マークの違い

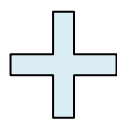
優マーク 法令基準以上の高い安全性

「世界一安心・安全な都市東京」にふさわしい厳格な審査基準

優マークの基準

法令基準

表示マークの基準



東京独自の条例

自衛消防活動

過去の法令遵守状況

過去の火災発生状況

自主的な取組